

議案第70号

つくば市筑波山駐車場条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年 6月10日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市筑波山駐車場条例の一部を改正する条例

つくば市筑波山駐車場条例（平成17年つくば市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「つくば市筑波山第3駐車場」を「つくば市筑波山第1駐車場，つくば市筑波山第3駐車場」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

駐車場の名称	駐車することができる自動車
つくば市筑波山第1駐車場	積載物又は取付物を含めて長さ12メートル，幅2.5メートル及び高さ3.8メートルを超えない自動車（二輪自動車を除く。）
つくば市筑波山第2駐車場	積載物又は取付物を含めて長さ12メートル，幅2.5メートル及び高さ3.8メートルを超えない自動車（二輪自動車を含む。）
つくば市筑波山第3駐車場	積載物又は取付物を含めて長さ12メートル，幅2.5メートル及び高さ3.8メートルを超えない自動車（二輪自動車を除く。）

つくば市筑波山第4駐車場	積載物又は取付物を含めて長さ5メートル，幅2メートル及び高さ2.35メートルを超えない自動車（二輪自動車を除く。）
--------------	---

別表第3普通自動車の項中「普通自動車」を「大型自動車及び自動二輪車以外の自動車」に改め，同表備考を次のように改める。

備考

- 1 この表において「大型自動車」とは，長さ5メートル，幅2メートル又は高さ2.35メートルを超える自動車をいう。
- 2 この表において「自動二輪車」とは，道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車並びに同法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。

附 則

この条例は，公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。